

意見案第1号

新型コロナウイルス感染症対策に係る財政措置の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症については、今なお収束を見通すことが困難な状況にあり、今後とも感染拡大の波をできるだけ緩やかに、ピークを低く抑え生活や経済への影響を小さくしていくことが重要である。

このため、北海道においては、引き続き、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向け、「今後の感染拡大に備えた医療提供体制の充実強化」「経済活動の継続と段階的拡大」「社会生活・文化活動の継続と安心の確保」を柱に対策に取り組んでいるところであるが、今後の発熱患者の増加や消費の落ち込みなどの事態に対応するための財源は既に枯渇状態にあり、その確保が課題となっている。

よって、国においては、地方自治体が地域の実情に応じ、自主的かつ機動的に新型コロナウイルス感染症対策に取り組むことができるよう、次の事項について早急に対策を講ずるよう強く要請する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地域の実情に応じた対策を講ずるために必要不可欠な財源となっているが、現時点で既に全ての都道府県で不足が見込まれる状況にある上、道内市町村からも増額を求める声があることから増額を図るとともに、配分に当たっては、地方自治体の財政力に十分配慮すること。

また、基金への積立て要件の弾力化や事業期間の延長、繰越し手続の簡素化、実施計画の柔軟な変更を認めるなど、柔軟で弾力的な運用を図ること。

- 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、増額を図るとともに、使途拡充や対象期間の延長を含め今後の感染拡大状況に応じ柔軟で弾力的な運用を図ること。

特に、新型コロナウイルス感染症患者の受入れに関わらず受診控え等により医療機関等の経営が一層厳しくなっていることから、医療機関や介護・福祉サービス事業所への経営支援を対象とするなど、地域の実情に応じ柔軟に幅広く活用できるよう制度の見直しを行うこと。

- 3 令和3年度以降においても、新型コロナウイルス問題が収束するまでの間は、各都道府県が感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、地方団体が必要となる財源を確実に措置するなど、地方自治体の予算編成に支障が生じないように、その見通しを早期に示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} 各通

北海道議会議長 村田 憲 俊